

事後評価調書

I 事業概要						
事業名	治山事業（地域防災対策総合治山事業）					
地区名	しもよしだ 下吉田					
事業箇所	しんしろししもよしだ ちない 新城市下吉田 地内					
事業のあらまし	本地区内の森林は過密化が進んでおり、下層植生が衰退し山腹斜面の崩壊や溪流内へ不安定土砂礫の堆積が進んでいる。そのため、地元住民からは災害対策に対して強い要望が上がっている。こうしたことから、本事業により荒廃溪流地の復旧を行うため治山ダムの施設整備及び、手入れが遅れた荒廃森林の水源かん養機能や土砂流出防止機能を回復させるため本数調整伐を実施した。					
事業目標	【達成（主要）目標】 森林の有する水源かん養機能及び土砂流出防止機能の向上 1) 溪流の侵食防止と不安定土砂礫の安定を図る。 2) 森林の有する水土保持機能の回復を図る。 【副次目標】 （事前評価時に設定した場合、記載する） —					
事業費	事業費		内訳			
	2.1 億円		■工事費 2.0 億円、口用補費 億円、■その他 0.1 億円			
事業期間	採択年度	2013 年度	着工年度	2014 年度	完成年度	2019 年度
事業内容	治山ダム 15 個、本数調整伐 29.43ha					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	【達成状況】 1) 治山ダムを設置したことで、溪流の安定が図られた。 2) 間伐の遅れた荒廃森林に対して本数調整伐を実施したことで、下層植生の回復ができ森林の有する機能の向上が図られた。 【達成状況に対する評価】 本事業の整備により、当該地区の森林の有する水源かん養機能や土砂流出防止機能が向上したため、事業目標を達成した。				
	2) 副次目標の達成状況	【達成状況】 — 【達成状況に対する評価】 —				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	事業目標は達成されており、今後の事業評価の必要性はない。					
改善措置の必要性	事業目標は達成されており、改善措置の必要性はない。					
同種事業に反映すべき事項	標準的な事業計画・工法で施工しており、重大な問題も発生していないため同種事業に反映すべき事項はない。					